

## 機関雑誌のはじまり 『法理精華』と『法学新報』



『法理精華』創刊号

本学の講師や関係者の論考を掲載し、あわせて学内外の動向を伝える機関誌として、1889（明治22）年1月発刊の『法理精華』があった。発行に際しての広告などによれば、もともとは「帝国大学出身の博士学士及びこれらの人々に縁故ある法律大家」の「実学雑誌」として、また本学校友会の機関雑誌としての役割も期待されていた。編集者は卒業生の結城朝陽、発行は英吉利法律学校内の法理精華社であった。

それまでも同様な雑誌には、幹事の渡辺安積が発行していた『万国法律週報』、あるいは一時は本学内に事務所を置くなどした帝国大学関係者の『法学協会雑誌』があり、本学と密接な関係を持って発行されていた。『法理精華』はこれらに代わって創刊されたものと見られるが、本学を中心とする英法関係者の主張を積極的に展開するものであった。

『法理精華』は90年7月15日号で、法典延期問題に関する花井卓蔵の社説をきっかけに政府から発行停止が命じられることになる。その8ヵ月後の91年4月、『法理精華』の表紙デザインもそのままに、現在も刊行され続ける『法学新報』の第1号が発行された。

その「発行の主趣」は「一片の侠気いささか国家に報いんとするに在るのみ」と宣言し、法学者の「発憤<sup>きょうき</sup>」と「興起」を強く促すものであったが、同誌が法典実施延期派の拠点として法典論争の行方に大きな役割を果たしたのは良く知られるところである。